しろくま電力(ぱわー)
しろくまプラン ZERO
電気料金種別定義書(低圧)

2025年6月１日実施
2026年11月１日最終更新
しろくま電力株式会社

1. 契約種別
契約種別は以下の通りとします。
(1) しろくまプラン ZERO(従量電灯 A) (関西電力エリア、中国電力エリアおよび四国電力エリア)
イ)適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
① 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が 6 キロボルトアンペア未満であること。
② １需要場所において低圧電力と合わせて使用する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ②の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。
ロ)供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給エリアごとに託送約款等に定めるところによるものといたします。
ハ)最大需要容量
最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議によって行います。

(2) しろくまプラン ZERO(従量電灯 B) (北海道電力エリア、東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、北陸電力エリアおよび九州電力エリア)
イ) 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次の①②いずれにも該当するものに適用いたします。
① 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
② 1 需要場所において低圧電力と合わせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ②の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周

波数は、供給エリアごとに託送約款等に定めるところによるものといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ）契約電流

① 契約電流は、10、15、20、30、40、50、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

② 当該一般送配電事業者により、契約電流に応じて電流制限器その他適当な装置（以下、「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けられないことがあります。

（3）しろくまプラン ZERO（従量電灯 C）（関西電力エリア、中国電力エリアおよび四国電力エリアでの名称は「従量電灯 B」）

イ）適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

② 1 需要場所において低圧電力と合わせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ②の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給エリアごとに託送約款等に定めるところによるものといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ）契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合には、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

① 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）× 1／1000

なお、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は 200 ボルトとします。

② 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）× 1.732 × 1／1000

（4）しろくまプラン ZERO（従量電灯実量制）

イ）適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、供給エリアごとに託送約款等に定めるところによるものといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相

3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ）契約電力

各月の契約電力は、以下の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

① 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、当社から電気の供給を受ける前より引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、当社から電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上当社から受けた電気の供給とみなします。

② お客さまの需要場所における負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値が、その 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

③ お客さまの需要場所における負荷設備を減少される場合で、1 年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、需要場所の負荷設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議により定めた値とします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された月から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。

（5）しろくまプラン ZERO（低圧電力）

イ）適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

② 1 需要場所において従量電灯と合わせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または、契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ②の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、供給エリアごとに託送約款等に定めるところによるものといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ）契約電力

各月の契約電力は、以下の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

① 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、当社から電気の供給を受ける前より引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、当社から電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上当社から受けた電気の供給とみなします。

② お客さまの需要場所における負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値が、その 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

③ お客さまの需要場所における負荷設備を減少される場合で、1 年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、需要場所の負荷設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議により定めた値とします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された月から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。

2. 電気料金

電気料金は、別表 1(基本料金および電力量料金)に定める基本料金および電力量料金、別表 2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、ならびに別表 3(電源調達調整費)によって算定された電源調達調整費の合計といたします。

3. 実質 CO2 排出量ゼロの電気の提供

1.(契約種別)の(1)～(3)の各メニューについて、当社は、FIT 電気の調達及び卸電力取引所等からの調達による電気を供給いたします(なお、FIT 電気を調達する費用の一部は、国の法律に基づく FIT 制度により、広く電気の利用者が負担する賦課金によって賄われています。また、卸電力取引所から調達される電気には、水力、火力、原子力、FIT 電気、FIT 電気以外の再生可能エネルギー電気などが含まれます。)。また、当社は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を活用して調整することにより、実質的に、当社が供給する電気の 100%について、二酸化炭素排出量ゼロの再生可能エネルギー電気による供給に努めます。ただし、再生可能エネルギー指定の非化石証書の調達状況によっては、調整後の二酸化炭素排出量がゼロとならない場合があります。また、非化石証書に関する制度が将来変更された場合には、改めて誠実に協議するものとします。

4. 契約の変更・解除

お客さまの需要場所における月間使用量が次の値を下回る場合には、お客さまとの需給契約に適用される基本料金または従量料金の単価のいずれかまたはその両方の改定をすることができることといたします。その際は、当社は事前に新たな料金基準およびその適用開始日を当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知いたします。お客様が新たな料金基準を承諾しない場合は、当社は、そのお客さまについて需給契約の解除をすることができることといたします。なお、この場合には、解除の 30 日前までに通知いたします。

契約種別	単位	月間使用量
しろくまプラン ZERO(従量電灯 A)	1 契約につき	130kWh
しろくまプラン ZERO(従量電灯 B)	10アンペア	50kWh
	15アンペア	50kWh
	20アンペア	70kWh
	30アンペア	100kWh
	40アンペア	130kWh
	50アンペア	150kWh
	60アンペア	180 kWh
しろくまプラン ZERO(従量電灯 C)	1kVA につき	1kVA ×40kWh
しろくまプラン ZERO(従量電灯実量制)	1kW につき	1kW ×40kWh

別表 1（基本料金、最低料金および電力量料金）

1. しろくまプラン ZERO（従量電灯 A）

（1）最低料金

最低料金は、1 月につき次のとおりといたします。

供給エリア		単位	料金（税込）
関西電力エリア	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	1 単位	0 円 00 銭
中国電力エリア	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	1 単位	0 円 00 銭
四国電力エリア	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	1 単位	0 円 00 銭

（2）電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

【関西電力エリア、中国電力エリア】

供給エリア	単位	15 キロワット時超過
関西電力エリア	1kWh	29 円 03 銭
中国電力エリア	1kWh	30 円 80 銭

【四国電力エリア】

供給エリア	単位	11 キロワット時超過
四国電力エリア	1kWh	31 円 61 銭

2. しろくまプラン ZERO(従量電灯 B)

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

供給エリア	単位	10 アンペア	15 アンペア	20 アンペア	30 アンペア	40 アンペア	50 アンペア	60 アンペア
北海道電力エリア	1 契約	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭
東北電力エリア	1 契約	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭
東京電力エリア	1 契約	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭
中部電力エリア	1 契約	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭
北陸電力エリア	1 契約	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭
九州電力エリア	1 契約	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭	0 円 00 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

供給エリア	単位	料金(税込)
北海道電力エリア	1kWh	35 円 86 銭
東北電力エリア	1kWh	29 円 38 銭
東京電力エリア	1kWh	30 円 26 銭
中部電力エリア	1kWh	31 円 26 銭
北陸電力エリア	1kWh	24 円 00 銭
九州電力エリア	1kWh	28 円 88 銭

(3) 最低月額料金

(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および別表 2 によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

供給エリア	1 契約につき
北海道電力エリア	0 円 00 銭
東北電力エリア	0 円 00 銭
東京電力エリア	0 円 00 銭
中部電力エリア	0 円 00 銭
北陸電力エリア	0 円 00 銭
九州電力エリア	0 円 00 銭

3. しろくまプラン ZERO（従量電灯 C）（関西電力エリア、中国電力エリアおよび四国電力エリアでの名称は「従量電灯 B」）

（1）基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

供給エリア	単位	料金（税込）
北海道電力エリア	1kVA	0 円 00 銭
東北電力エリア	1kVA	0 円 00 銭
東京電力エリア	1kVA	0 円 00 銭
中部電力エリア	1kVA	0 円 00 銭
北陸電力エリア	1kVA	0 円 00 銭
関西電力エリア	1kVA	0 円 00 銭
中国電力エリア	1kVA	0 円 00 銭
四国電力エリア	1kVA	0 円 00 銭
九州電力エリア	1kVA	0 円 00 銭

（2）電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

供給エリア	単位	料金（税込）
北海道電力エリア	1kWh	35 円 86 銭
東北電力エリア	1kWh	29 円 38 銭
東京電力エリア	1kWh	30 円 26 銭
中部電力エリア	1kWh	31 円 26 銭
北陸電力エリア	1kWh	24 円 00 銭
関西電力エリア	1kWh	29 円 03 銭
中国電力エリア	1kWh	30 円 80 銭
四国電力エリア	1kWh	31 円 61 銭
九州電力エリア	1kWh	28 円 88 銭

4. しろくまプラン ZERO(従量電灯実量制)

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

供給エリア	単位	料金(税込)
北海道電力エリア	1kW	0 円 00 銭
東北電力エリア	1kW	0 円 00 銭
東京電力エリア	1kW	0 円 00 銭
中部電力エリア	1kW	0 円 00 銭
北陸電力エリア	1kW	0 円 00 銭
関西電力エリア	1kW	0 円 00 銭
中国電力エリア	1kW	0 円 00 銭
四国電力エリア	1kW	0 円 00 銭
九州電力エリア	1kW	0 円 00 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

供給エリア	単位	料金(税込)
北海道電力エリア	1kWh	35 円 86 銭
東北電力エリア	1kWh	29 円 38 銭
東京電力エリア	1kWh	30 円 26 銭
中部電力エリア	1kWh	31 円 26 銭
北陸電力エリア	1kWh	24 円 00 銭
関西電力エリア	1kWh	29 円 03 銭
中国電力エリア	1kWh	30 円 80 銭
四国電力エリア	1kWh	31 円 61 銭
九州電力エリア	1kWh	28 円 88 銭

5. しろくまプラン ZERO（低圧電力）

（1）基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

供給エリア	単位	料金（税込）
北海道電力エリア	1kW	1,142 円 10 銭
東北電力エリア	1kW	826 円 50 銭
東京電力エリア	1kW	945 円 95 銭
中部電力エリア	1kW	793 円 39 銭
北陸電力エリア	1kW	800 円 00 銭
関西電力エリア	1kW	610 円 00 銭
中国電力エリア	1kW	896 円 40 銭
四国電力エリア	1kW	946 円 30 銭
九州電力エリア	1kW	799 円 47 銭

（2）電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

供給エリア	単位	料金（税込）
北海道電力エリア	1kWh	24 円 90 銭
東北電力エリア	1kWh	23 円 00 銭
東京電力エリア	1kWh	20 円 00 銭
中部電力エリア	1kWh	21 円 70 銭
北陸電力エリア	1kWh	18 円 70 銭
関西電力エリア	1kWh	19 円 11 銭
中国電力エリア	1kWh	22 円 07 銭
四国電力エリア	1kWh	21 円 59 銭
九州電力エリア	1kWh	19 円 05 銭

別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額といたします。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
1. に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
（1）再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に 1.に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリアで、従量電灯 A のお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に 1.に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、この場合の電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに 1.に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、最低料金適用電力量とは、関西電力エリアおよび中国電力エリアの場合は 1 契約につき最初の 15 キロワット時までの基本料金が適用される電力量をいい、四国電力エリアの場合は 1 契約につき最初の 11 キロワット時までの基本料金が適用される電力量をいいます。
（2） 再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 銭として、その端数は、切り捨てます。
（3） 再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた事業者に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金とした金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する法令で定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。また、お客さまの事務所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

別表 3（電源調達調整費）
1. 電源調達調整費単価の算定

（1）エリアスポット価格
一般社団法人日本卸電力取引所が運営する各電力管区のスポット市場において、本契約の供給エリアにおいてスポット取引の約定処理の結果得られる価格をいいます。

（2）エリアスポット価格平均値
(1)における、毎月1日から末日までの期間に係る、エリアスポット価格の平均値をいいます。なお、エリアスポット価格平均値には、消費税等相当額は含まれないものとします。また、エリアスポット価格平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 3 位で切り捨ていたします。

（3）調整基準単価
各電力管区毎に以下の通り定めるものといたします。ただし、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに事前に通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、通知した改定日の属する月の料金算定起算日から使用される電気の料金から、改定後の調整基準単価による算定を開始するものとします。

供給エリア	調整基準単価
北海道電力エリア	12 円 40 銭
東北電力エリア	7 円 70 銭
東京電力エリア	10 円 10 銭
中部電力エリア	9 円 20 銭
北陸電力エリア	6 円 60 銭
関西電力エリア	7 円 90 銭
中国電力エリア	8 円 20 銭
四国電力エリア	7 円 50 銭
九州電力エリア	7 円 30 銭

（4）調整係数
各電力管区毎に以下の通り定めるものといたします。ただし、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに事前に通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、通知した改定日の属する月の料金算定起算日から使用される電気の料金から、改定後の調整係数による算定を開始するものとします。

供給エリア	調整係数
北海道電力エリア	1.20
東北電力エリア	1.20
東京電力エリア	1.20
中部電力エリア	1.20
北陸電力エリア	1.20
関西電力エリア	1.20
中国電力エリア	1.20

四国電力エリア	1.20
九州電力エリア	1.20

（5）損失率
各電力管区毎の当該一般送配電事業者が適用する最新の託送供給等約款に定める損失率をいいます。

（6）電源調達調整費単価
次の算式によって算定された値といたします。ただし、負数（マイナス）となった場合は 0 円といたします。
なお、電源調達調整費単価は、消費税および地方消費税を含む値とします。また、電源調達調整費単価の単位は 1 銭として、その端数は、切り捨てます。なお、適用するエリアスポット価格は、料金の算定期間の起算日が属する月の前月の値といたします。

｛（ エリアスポット価格平均値 × 調整係数 ） － 調整基準単価 ｝÷（ 1 － 損失率 ）×（ 1 ＋ 消費税および地方消費税の税率 ）

（7）電源調達調整費単価の適用
電源調達費調整単価は、以下表に定めるエリアスポット価格平均値算定期間に対応する電源調達調整費単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

エリアスポット価格平均値算定期間	電源調達調整費単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 （翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から翌年の 2 月の検針日の前日までの期間

2. 電源調達調整費の算定
（1） 電源調達調整費の算定
電源調達調整費は、その 1 月の使用電力量に前項の（7）に定める電源調達調整費単価を適用して算定いたします。

（2） 電源調達調整費の個別対応
当社は、（1）にかかわらず、エリアスポット価格平均値が下表で定める値（以下、「料金高騰緩和基準単価」といたします。）を上回った場合、電源調達調整費を、当月を含む 3 月分の料金算定期間にわたり等分に分割して請求するものといたします。ただし、電源調達調整費の分割払いの適用を受けているお客さまの電力需給契約が終了する

場合、電力需給契約が終了した日時点において未払いとなっている電源調達調整費の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して請求するものとします。ただし、当社の裁量により、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、料金高騰緩和基準単価を見直しまたは適用しないことができるものとします。

供給エリア	料金高騰緩和基準単価
北海道電力エリア	30円00銭
東北電力エリア	30円00銭
東京電力エリア	30円00銭
中部電力エリア	30円00銭
北陸電力エリア	30円00銭
関西電力エリア	30円00銭
中国電力エリア	30円00銭
四国電力エリア	30円00銭
九州電力エリア	30円00銭

別表 4（料金高騰準備金と料金高騰還付金）

1. 料金高騰準備金の算定

当社は、別表 3（電源調達調整費）の 1.(6)の算式によって算出された値が負数（マイナス）金額となった場合、エリアスポット価格平均値が高騰した月に備え料金高騰準備金を算定いたします。

（1） 月間販売電力量

毎月1日から末日までの期間で集計した、当該プランの販売電力量といたします。

（2） 料金高騰準備金単価

別表 3（電源調達調整費）の 1.(6)の算式によって算出された値といたします。ただし、正数となった場合、0 円といたします。

（3） 料金高騰準備金単価の適用

料金高騰準備金単価は、以下表に定める月間販売電力量算定期間に対応する料金高騰準備金単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

月間販売電力量算定期間	料金高騰準備金単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 （翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から翌年の 2 月の検針日の前日までの期間

（4） 料金高騰準備金の算定

（3）で適用した料金高騰準備金単価に、（1）で定める月間販売電力量を乗じた金額といたします。

（5） 料金高騰準備金残額の算定

（4）で定めた料金高騰準備金の直近 24 月の累計額から、2.で定める料金高騰還付金総額の直近 24 月の累計額を減じた金額といたします。

2. 料金高騰還付金の算定

当社は、エリアスポット価格平均値が高騰した月に、1.で算定した料金高騰準備金を還付いたします。

（1）料金高騰還付基準単価および料金高騰還付係数
下表の通りといたします。ただし、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに事前に通知し、その内容を改定することができるものといたします。

供給エリア	料金高騰還付基準単価	料金高騰還付係数
北海道電力エリア	20 円 00 銭	0.5
東北電力エリア	20 円 00 銭	0.5
東京電力エリア	20 円 00 銭	0.5
中部電力エリア	20 円 00 銭	0.5
北陸電力エリア	20 円 00 銭	0.5
関西電力エリア	20 円 00 銭	0.5
中国電力エリア	20 円 00 銭	0.5
四国電力エリア	20 円 00 銭	0.5
九州電力エリア	20 円 00 銭	0.5

（2）料金高騰還付単価の算定
1.(5)で定める料金高騰準備金残額に、エリアスポット価格平均値が料金高騰還付基準単価以上となる月の月間販売電力量で除し、料金高騰還付係数を乗じた値といたします。また、料金高騰還付単価の単位は 1 銭として、その端数は、切り捨てます。ただし、料金高騰還付単価が 0 円 10 銭未満の場合は、0 円といたします。

（3）料金高騰還付金の算定
(2)で適用した料金高騰還付単価に、料金の算定期間における使用電力量を乗じた金額といたします。

（4）料金高騰還付金総額の算定
上記(3)で算出された金額に基づく実際の還付額の総額といたします。